

北秋田市スポーツ少年団の目標と活動基準

北秋田市スポーツ少年団本部

令和4年4月1日実施

＜北秋田市スポーツ少年団員が目指すこと＞

- ◇私たちは、スポーツを通して健康な体と心を養います。
- ◇私たちは、ルールを守り、他人に迷惑をかけない、リっぱな人間になります。
- ◇私たちは、スポーツによって、自分の力を伸ばす努力をします。
- ◇私たちは、スポーツの喜びを学び、友情と協力を大切にします。

～日本スポーツ少年団綱領より抜粋～

《スポーツ少年団員の約束～行動目標・指導目標～》

1. 健康な身体と最後までやりぬくたくましい心を養います。
2. アドバイスを素直に聞き、技術の向上に努めます。
3. 助け合い、励まし合い、鍛え合い、仲間づくりに励みます。
4. 上級生は、下級生の見本になるよう行動します。
5. 下級生は、上級生の良いところを見習います。
6. 誰にでも、はきはした元気なあいさつと返事をします。
7. 指導者や母集団の方々の話をしっかりと聞き、礼儀やマナーを守ります。
8. 時間を守って活動します。
9. 道具や用具を大切にし、後片付けや掃除をしっかりと行います。
10. 常に感謝の気持ちをもって行動します。

1 募集・入団

- (1) 原則として、小学校3年生以上とする。ただし、1・2年生を募集し活動する場合は、以下の条件が満たされる場合に限る。

※発達段階(身体能力面・精神面・安全面など)を考慮し、1・2年生専属の指導者を置いたり、3年生以上の練習とは別メニュー(活動時間・日数・内容)の活動を設定したりすること。

- (2) 入団にあたっては、本人の気持ちを尊重し、保護者と十分に話し合って決めること。

2 活動の遵守事項

- (1) 活動基準等をしっかりと守り、保護者や指導者、関係者を含めた団全体で確認して活動すること。
- (2) 子どもの発達段階に合わない過度の練習は、団員の意欲を低下させたり、けがやスポーツ障害につながったりするため、十分に配慮して指導すること。
- (3) 体罰、暴言や人格を否定するような言葉、セクハラ等の根絶のために、団全体で必ずそのことを確認したり、具体的な根絶方法を決めること。
※依然として、指導者による暴言や人格を否定する言葉、応援席からのヤジや審判に対する文句等が後を絶たないため、指導者・保護者も含めた団全体で、根絶に努めること。
- (4) 勝利至上主義になったり、一部団員の活動に偏ったりすることなく、全団員が目標をもって意欲的に活動できるようにすること。
- (5) 指導者・保護者は、スポーツ少年団本部(市村・県など)や市スポーツ協会、その他の機関が開催する研修会に積極的に参加し、指導力及び指導者としての資質を高めること。
- (6) 活動経費の節約に心がけ、**団員の負担を軽減するような工夫**をすること。
- (7) 団員の輸送は公的な機関が望ましいが、育成母集団で輸送する場合は、「**団員輸送時の取り決め**」(誓約書)などを作成し共通理解を図ること。また、輸送時にも適用になるような傷害保険やスポーツ保険に必ず加入すること。 **※自分の子どもは自分で輸送が原則。**
- (9) **大会参加は原則、学校行事を優先**する。学校を休んでも参加しなければならない重要な大会に参加する場合は、**必ず校長の承認を得る**こと。また、団員の成長のため、子ども会活動や地域行事などにも積極的に参加させること。各団はそのことにも十分配慮して練習計画を立てること。
- (10) 活動の際に生じた団員の問題は、学校生活にも影響を及ぼすことが多いため、必ず学校へ連絡し、連携して問題の解決に当たること。

3 活動基準

活動日数	(1) 運動に関する活動は休日(大会等)も含めて、週4日以内とする。ただし、運動を伴わない活動に関してはこの限りではない。 (2) 夜間の活動が主となる場合は、週3日以内とする。 (3) 大会が続く時期は特に、休養日を効果的に入れながら無理のない活動計画にする。 注) 自主練習と称した有志による練習は、他団員や保護者の誤解を招いたり、過度な活動時間になることがあるため、十分に考慮すること。
活動時間	(1) 練習時間は、準備運動・基本練習等も合わせて平日は2時間以内、休日は3時間以内とする。(1・2年生は、できるだけ短く効率的に行うこと。) (2) 冬季及び悪天候時は、時間を短縮するなど安全面に十分配慮して活動すること。 (3) 夜間の活動は、週3日以内を厳守すること。(2時間以内の活動) ※夜間の活動→おおむね午後6時以降に始める活動 (4) 活動開始時刻は遅くとも午後7時とし、午後8時30分には終了し、午後9時には在宅すること。 ※1・2年生においては、活動時間を短縮すること。 (5) 複数団への加入者がいる場合は、所属団の指導者間で連携をとり、原則として1日にどちらか一方の活動とすること。
活動を休止する日	(1) 第3日曜日(家庭の日)は、原則として活動しないこと。 ※この日に大会参加する場合は、慎重に判断して決定すること。やむを得ず大会に参加した場合は、翌日の月曜日は休止日にする。通常の練習や練習試合はしないこと。 (2) 学校・地域・子ども会行事、行政主催事業やスポーツ少年団本部事業などがある場合は、団の活動を休止にして、参加を奨励すること。
活動の報告	(1) すべての団は、翌月の活動計画を月の20日～30日の期間で、必ずスポーツ少年団本部へ提出すること。(FAX可)【毎月提出】 (2) すべての団は、当該年度の事業終了後、年間活動報告書を提出すること。

4 スポーツ少年団本部

- (1) スポーツ少年団本部は、必要に応じ単位団に対して活動状況の視察等を行う。
- (2) スポーツ少年団本部は、必要に応じ単位団に対して活動内容の改善指導を行う。
- (3) スポーツ少年団本部は、改善指導に従わない団に対して、活動制限等の指導を行う。
- (4) スポーツ少年団本部は、育成母集団や指導者の資質向上のための研修会を開催する。
- (5) スポーツ少年団活動に関する問い合わせは、北秋田市スポーツ少年団事務局とする。

北秋田市スポーツ少年団事務局
 TEL62-3800 FAX62-3801
 メールアドレス be-sports@city.kitaakita.akita.jp

活動基準等の補足事項

令和4年4月1日
北秋田市スポーツ少年団本部

1 練習日数及び練習時間について

以下は、先に市スポーツ少年団本部から発行された「活動目標・活動基準」の補足になります。大事な事項になりますので、団全体にお知らせの上、確認してください。

- (1) 「市スポーツ少年団の目標と活動基準」及び「補足事項」は、すべてのスポーツ少年団に適用します。
- (2) 活動週4日の基準は、大会開催日も含めます。なお、活動日の起算方法は1週間を日曜日スタートとして練習日(回数)を決めます。
- (3) 第3日曜日以外の休日は特に活動休止日の規定はありません。土・日曜日連続しての練習も可能ですが、無理のない練習計画を立て、月・火曜日を活動休止日にするなどの配慮が必要です。
- (4) 休日の活動時間3時間の規定は、遠征しての練習試合や複数校での練習試合など、3時間では、不可能な場合のみ例外を認めます。

※通常の練習や近隣の学校2チームだけでの練習試合については例外を認めません。

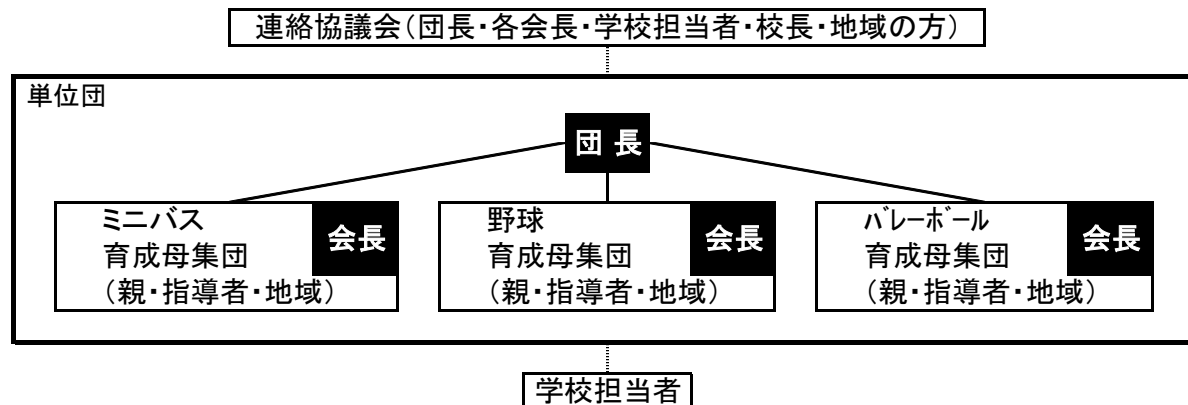
- (5) 夜間の活動(午後6時頃からの開始)が主となる場合の活動は、週3日以内となります。
- (6) 複数のスポ少への入団は可能です。例として、

- ①活動シーズンが同じもの (野球とサッカー、野球と陸上など)
- ②活動シーズンが異なるもの (野球とスキーなど)

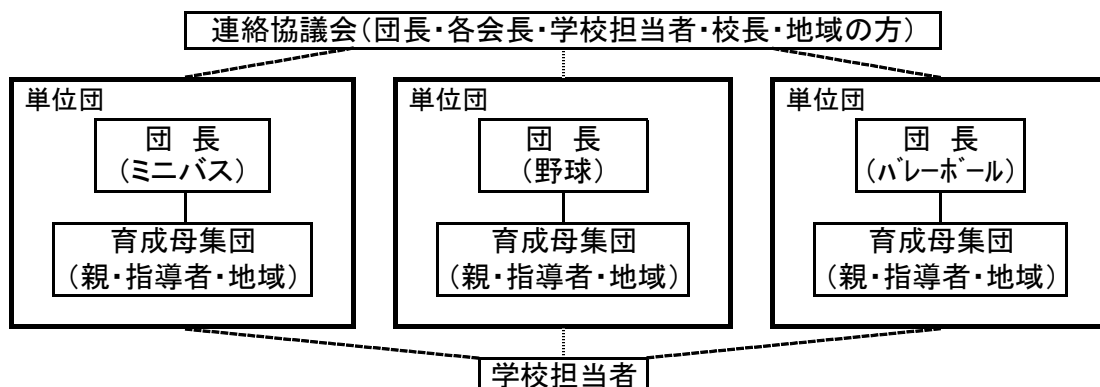
①の場合は活動日や大会等が重なる場合が多いため、活動が難しい面もありますが、活動週4日等の活動を原則としながらも、無理のないように配慮して活動することが大事です。

2 単位団の設置形態について

- (1) 全体で単位団を設置し、競技ごとに別れて活動している場合のイメージ



- (2) 競技ごとに単位団を設置し、活動している場合のイメージ



3 学校窓口や担当者の役割について

- (1) 各種目の育成母集団には、教員は直接所属しません。(教員が自ら地域の指導者になる場合は別)
- (2) 窓口・担当は、連絡調整・相談役としてあり、指導や輸送、引率等はできません。
- (3) 教員が自ら望んで指導者になる場合は、「地域の指導者」となります。
- (4) 団活動の全ての責任は育成母集団にあります。
- (5) 学校窓口や担当者は学校の実情に合わせて配置されます。

◆どのようなスポーツ少年団の設置形態であっても、各団団長・窓口(担当)・校長・地域の人などによる「連絡協議会」を必ず設置し、情報交換会を年数回開催してください。
※地域の人には必ずしも入れなくてもよいです。

4 大会や練習試合等での団員の輸送について

- (1) 輸送時の事故発生時の保護者誓約書について。
(やむを得ず他の親の車に乗せてもらい、事故が発生した時、運転手の責任は問わない等の主旨の誓約書)

※弁護士に「誓約書の効力」について問い合わせたところ、「誓約書を書いてもらうことは意味がある。しかし、問題がこじれたり、裁判になったりした場合は、誓約書の効力は弱い」ということでした。
できるだけ問題をこじれさせないために、誓約書を書いてもらうのは意味があるということだと考えられます。

現状では以下の方法で対処するしかないと思われます。

- (2) 「自分の子どもは自分で輸送」が原則で、問題を防ぐ最高の方法です。
- (3) 問題を少しでもこじれさせないため、誓約書は必ず書いてもらう。(同意できる場合)
- (4) スポーツ傷害保険や旅行保険等に全団員、全保護者・全指導者が必ず加入する。
- (5) 他者の車を運転する場合や他の人を乗せる場合は、保険の内容を詳しく確認する。

保険適用運転者(大事!)、搭乗者保険等の補償内容など

5 新規大会の開催制限について

過熱化防止のため、「〇〇親の会主催大会」「〇〇競技協会主催大会」等、新規大会は、増やさないよう、ご理解とご協力をお願いします。

6 遠方への練習試合や大会参加について

過熱化防止、輸送による事故の防止、活動経費の負担減、発達段階に適した活動などの視点から、遠方(東北・全国)への練習試合や大会への参加は控えるようお願いします。

※市から補助が出る東北大会や全国大会は除きます。

※関東に練習試合に遠征したケースがあります。